

過去の事実を知るには、過去から残された各種の資料に基づくことになる。一般の歴史研究において当然のことであるが、このことは、聾史研究であっても変わらない。

ところで、そうした各種資料は自然に残ってきたものではない。偶然に残され発見されたものも多いが（考古学的なものはそう）、大抵は何らかの形で後世に伝えようという意志があってこそ、残されてきたとあってよい。逆に言えば、当時の権力者にとって残されると都合の悪いものは消滅させられてきたと言える。例えば、1945年のアジア太平洋戦争敗戦の時、多くの軍部関係資料が燃やされたと言う。

今日では、文書資料は、図書館・文書館・資料館・記念館等にもかく保存されるようになってきている。こうした施設について知っておくことは必要である。ほんのささいな手がかりからでも史料探索は始まる。

ただ問題は、シンポジウムでも提起されるように、現存の人物・組織（団体）が作成し残している文書であろう。公共の機関、例えば、役所や学校等が作成する内部文書には保存期間がある。問題はその保存期間が過ぎた後どうなるかである。歴史的な価値ありとされれば、文書館へ移管されるが、おおかたは廃棄されることが多いであろう。公の機関でもそうであるなら、民間の機関・団体でもスペースがない等の理由で簡単に廃棄されることになる。自らの歴史を残すという意識が乏しいと、文書を残すことには思い至らないだろう。

それでは、聴覚障害もしくは聾関係団体・施設においてはどうか。全日本聾啞連盟や全日本難聴者・中途失聴者団体連合会（全難聴）は自前の事務所を持っているが、そこに文書の保存スペースはあるだろうか。過去の機関誌類は保存しているとしても、外部からの閲覧申し込みに応じられるだろうか。障害者関係団体の新聞・機関誌類は一般の公立図書館にはないことが多いので、調べるのも大変である。地域レベルの団体だと個人の家が事務所になっていることもあり、資料は散逸しやすい。各地の情報提供施設も資料保存の用意はないだろう。聾学校にしても、資料の保存年限が過ぎると、特に生徒の成績などはプライバシーにかかわるため、すぐ廃棄されるだろう。教育委員会で保存されれば、情報公開で入手も可能だが、もっとも、多くの団体は目前の諸課題に対処しなければならぬので、資料保存のようなことは聾史学会のようなところが担う必要があるだろう。

保存施設の実例の一つとして、大阪人権博物館（リバテイ大阪）を挙げておこう。つい最近、「障害者でええやんか。」というテーマで展示をおこなった。機関誌・パンフレット・ビラ・新聞切り抜き・写真等が集められていた。多くは個人・団体所蔵のものが提供されていた。こうした機会に博物館で保存することになろう。このような施設の設立と史料集の刊行がこの学会の目標になってもよいだろう。